

平成 30 年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することが義務づけられています。

平成 30 年度では市内で報告義務がある大気排出基準適用施設 3 施設（2 事業所）において、測定結果の報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

平成 30 年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	排出ガス			焼却灰（燃え殻）			ばいじん（飛灰）			備考	
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準		
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19 番 5 号	1	H30. 9. 7	0. 064	1	H30. 6. 13	0. 0075	-	H30. 6. 13	0. 73	-	No. 4 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。	
							H30. 9. 7	0. 0075		H30. 9. 7	0. 67			
							H30. 10. 12	0. 016		H30. 10. 12	0. 73			
			2	H30. 11. 15	0. 014	1	H30. 11. 15	0. 0099	-	H30. 11. 15	1. 4	-		No. 5 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。
H30. 12. 12	0. 014	H30. 12. 12					1. 8							
2	美馬建設(株)	門真市島頭 3 丁目 10 番 15 号	3	H30. 10. 29	0. 23	5	H30. 10. 27	0. 02	3	H30. 10. 27	0. 59	3		

焼却灰、ばいじんについては、薬剤処理をしている場合には基準はありません